埼玉県青少年健全育成審議会 議事録要旨

日 時	平成30年9月13日(木) 午後2時00分から4時00分
場所	埼玉県知事公館 中会議室
出席者数	1 3 名
出席委員	東会長、秋谷委員、磯田委員、徳田委員、齋藤委員、棚橋委員、鳥居委員、泉谷委員、張替委員、水野委員、中村委員、春原委員、野々口委員
欠席委員	小川委員
諮問事項 その他	(1)平成30年度埼玉県推奨図書の諮問について (2)その他

1 開 会

2 議事録署名委員の指名

春原委員、野々口委員

3 議事要旨

議事(1)平成30年度埼玉県推奨図書の諮問について

事務局及び優良図書選定委員会の堀山会長から資料1-1~3を使い説明し、 推奨候補図書30冊を回覧した。

(東会長)

二点質問がある。一点目は、小学校高学年の 1557「運動会小説 走れ!ヒットン」について、埼玉県朝霞市が舞台と資料に記載されているが、本では「朝香市」となっている。実在する朝霞市が舞台となったことについて裏付けはあるか。

二点目は、もし分かったら補足説明していただきたいが、推奨図書を考えていく上で、出版社や県民の方々からの申出件数が気になっている。本日の配布資料を見ると、申出件数は減少傾向があり、2年前の平成28年度は353件だったものが、平成30年度は231件となっている。特に県民の方々からの申出件数は平成28年度158件が平成30年度91件に減っており、県民の方々からの申出件数が少ないという印象がある。このあたりについて、選定委員会の中で議論されていれば教えてほしい。

(堀山会長)

資料1-1の「朝霞市」の記載が誤りである。作者は朝霞市に住んでいる。 本では架空の「朝香市」という設定にしている。資料を修正する。

(事務局担当者)

申出件数が減少したということについては、優良図書選定委員会の中では議論されていない。

(磯田委員)

認定基準(資料1-3)のどれに該当するか各図書の審査票に記載されているが、何番が該当するかはどなたが付けられているのか。

例えば、「(8)国際感覚を養い、国際理解に役立つもの」について、中学校 1560「ファニー13歳の指揮官」は第二次世界大戦中のナチスを題材にして おり、国際理解に役立つものに該当するのではないかと考えるが、(8)の認 定基準には合致しないこととなっている。私の国際理解についての考え方とは 異なっている。どのように該当する認定基準が付けられているか伺いたい。

(東会長)

1 1 項目の認定基準をどのように付けたか、とりわけ、中学校 1560「ファニー 1 3 歳の指揮官」に(8)が入っていないのは不思議であるという質問及び意見ということでよろしいか。

(磯田委員)

付け加えれば、「(6)思考力、判断力、創造力、問題解決能力などの生きる力を育むもの」とあるが、これらを育まない図書というのはあり得るのか。何を根拠として入れているのか不思議に思った。

(事務局担当者)

認定基準は、各委員が全て目を通した上で付けている。一人で決めているわけではなく、各部会で議論された結果として該当する認定基準を付けていると事務局では認識している。

(事務局)

補足説明すると、磯田委員のおっしゃるように、思考力、判断力等の生きる力を育む力は恐らくどの本にもあり、(6)の基準以外を見ても、多少はどの本も関係していると考えている。その中で、特にこの本に関してはこの基準が当てはまるというものを選定委員会で選んでいただいていると思う。

確かに、中学校 1560「ファニー 13歳の指揮官」に関しては、ナチスドイツから逃れてくる話であり、「(8)国際感覚を養い、国際理解に役立つもの」に該当してもおかしくなかったと思う。

(春原委員)

関連して質問がある。

資料1-3の認定基準について、毎年同じものを基準として使っているのか。 年によって新しいものを追加したり削除したりしているのか。

中学校 1564「理科準備室のヴィーナス」の選定理由でLGBTの理解について挙げられているが、昔はなかった視点である。一方で、認定基準については「(11)その他青少年の健全育成に役立つもの」という大きなくくりのものが当てはめられているので、認定基準を時代の変遷によって変更しているのか否か、疑問に思った。

(事務局担当者)

資料1-3の右上に改正年月日が記載されている。

現在の基準は平成29年2月9日から使っており、昨年度と今年度は同じ 内容となっている。

(春原委員)

平成29年2月9日の改正で変更した点はどのようなことか。

(事務局)

「(10)共生社会の形成に向けて理解と意識を高めるもの」が追加された。

(春原委員)

了解した。

(齋藤委員)

平成28年度と比較すると県民の方からの申出が減っている。

この状況に対して、どこが音頭をとって行動していくのか。保護者からすると、関係部署に声をかけて取り組んでいただきたい。今までと同じやり方では、このまま数は減っていくだろう。どこが音頭をとって進めていくのかという点についても検討していただきたい。

(事務局担当者)

平成28年度は県民からの申出件数が158冊と多いということだが、ある小学校で該当の学年の子供たちが一人一冊選ぶという取組をしていただいたところがあった。そのため、特にこの年度だけ数が多くなっている。

(事務局)

齋藤委員がおっしゃるように、本離れが進んでいる現状があるので、このような機会を捉え、県が、本の推薦を出していただけるように取り組んでいきたい。

(徳田委員)

保護者の本離れもそうだが、今の若い子たちも本離れが進んでいると感じている。今の中高生が小説を読む場合、本を読んでいる子はあまり見ず、ネット小説を読んだりして情報を得ている。

そのあたりについて、県は本の選定をしているが、どのような取組を考えているか。

(堀山会長)

私は中学校にいるが、現在中学校では「朝読書の時間」というものを多くの 学校が設定しており、本に触れる時間を設けている。

ただし、朝読書の時間は生徒が自分で用意したものを読むため、ライトノベルという軽い読み物を好んで読んでいる生徒もいる。学校としては、中学1年生なら中学1年生に向いている本を読ませたいと考えており、そのような時に、推奨図書のリストは有効であると考えている。

選定委員会の中でも話が出たが、推奨図書リストのチラシが完成し、秋に各校に配布されるが、図書を購入するための予算は1学期にほとんど使い切ってしまっているため、秋にリストが届いた時に買いたい本があっても購入予算がないため購入できないのが各校の実態である。

毎年、小中学校の図書館担当の先生が集まる機会が6月にある。その時期は、ちょうど購入する本を選書する時期である。推奨図書リストをその場でもう一度配布し、夏冬の推薦図書と合わせて推奨図書からも選んでもらい、生徒が朝読書の本として選べるように段取りしてもらえるよう、選定委員会の部会で改善策を話し合ったので御報告させていただく。

(東会長)

他に意見がなければ、諮問を受けた内容については、全て推奨すべきものと して答申してよろしいか。

[意見なし]

それでは、全て推奨すべきものとして答申させていただく。知事への答申については、後程、事務局を通して提出する。

議事(2)その他

いじめ問題対策について、事務局から資料2を使い説明した。

(東会長)

この議事については、委員の皆さんの御意見をいただきたいということが趣旨とのことである。

今の説明についてまずは御質問を受けた後に御意見を伺いたい。

(春原委員)

資料2の2(1)いじめの認知件数と解消率の経年変化について、埼玉県の数値が記載されているが、全国平均と東京都の平均との対比で埼玉県はどのような特徴があるのか。

いじめ対策のための予算が埼玉県はかなり削減されている。いじめ対策に取り組むと言っている一方で予算は削減しているのは二律背反ではないか。もし資料があれば予算についてどうなっているかというのをもう一度教えていただきたい。

(東会長)

2点質問があった。いじめの認知件数と解消率の経年変化に係る全国と比較した埼玉県の特徴について、それから、いじめ対策予算について、手元に資料がないのでわからないが、削減されていることに関してどうなのかという点について、事務局から説明をお願いする。

(事務局)

まず、1点目のいじめの認知件数と解消率の経年変化に係る全国平均との比較だが、埼玉県は全国平均よりも少し少ない。このグラフでは認知件数が増加しているが、全国平均と比較すると、埼玉県は実はもっとあるのではないかと感じられる。

東京都の数字は手元にないため、後ほど調べた上で回答させていただく。 解消率については、ほぼ同じである。

予算に関しては、学校に入っているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが増員されているので、いじめ対策に関する予算が全て削減されているわけではないと思われる。いじめ対策予算だけに絞った額は明確なものがないため、個別に調べてみる必要がある。少なくともいじめ予算全体を減額していこうというわけではないと認識している。

(春原委員)

それについては確か、前回の審議会で私から質問したので覚えている。いじめ対策に対する総予算はかなり削減されているとのことだった。いじめ対策の 総予算を増やしてほしいところである。

(事務局)

総予算でどのようになっているかはっきりしないので、改めて考えたい。

(東会長)

資料2の2(2)いじめの態様 埼玉県公立・私立については、小学校・中学校・高校をすべて合算したものということか。

小・中・高別のデータがあれば教えていただきたい。小・中・高でだいたい 同じなのか、傾向に違いがあるのか、もし分かれば。

(事務局)

今は手元に資料がないため分からない。

(東会長)

恐らく、「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる」という項目について、小・中・高でだいぶ違いがあるだろうと思った。後日でも構わないので、分かったら情報提供をお願いする。

資料 2「4 参考 1 いじめ問題を考えるシンポジウム(案)」について、シンポジウムで私が基調講演をすることになっている。さらに、パネルディスカッションのメンバーは全てこの審議会メンバーになっている。このシンポジウムを審議会のメンバー中心で行うことの意義は何か、説明していただけるとやりやすい。

(事務局)

いじめ問題に関しては、学校中心になりがちだった。学校だけではなく、社会全体でいじめ問題に取り組むというのが本来のいじめ防止対策推進法の趣旨であると考える。そのあたりが中途半端になっていると思うので、改めて県の青少年問題に携わっていらっしゃる皆様に入っていただき、いじめ問題について学校だけでなく社会全体で何かできるのかについて議論していただきたいというのが趣旨である。

(東会長)

承知した。

特に質問がなければ、それぞれのお立場から、いじめ問題対策について御意見やアイデア等をいただきたい。野々口委員はいかがか。

特にネットいじめについて、資料2(3)にネットいじめの現状や特徴が記載されている。ネットアドバイザーの取組についてはここには記載されていないか。

(事務局)

ネットアドバイザーについては、3(2)研修の3項目「保護者・県民向け 講座、教室」として記載している。

また、先ほど会長から御質問があったことについて補足説明させていただくと、資料2「(2)いじめの態様 埼玉県公立・私立」のグラフのうち、「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる」という項目の内訳については、次のページ「2(3)ネットいじめ ア ネットいじめの認知件数埼玉県公立・私立」と同じで、327件である。特に増えているのが中学校で、平成27年度から28年度の1年間で70件以上増加しているという状況がある。

(事務局)

なるほど、承知した。

(野々口委員)

解消率の96.8%というのは、どういうことをもって解消と言っているのか知りたい。とても高い。

(東会長)

確かに高い。事務局の方で分かるか。

(事務局:担当者)

これは、いじめが止んだということだけでなく、その後、3か月程度見守ってそこでいじめがないものを解消としている。

(事務局)

基本的には、学校の方でいじめが解消されたと判断したものということになっている。

(東会長)

解消については、文部科学省が毎年全国調査を実施している「児童生徒の問

題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の中で集計している数字 だと思われる。

そうすると、この数値は先生が全部記載していて、解消したかどうかの判断は先生の主観ということになる。児童・生徒本人に対していじめが解消したかどうかまでの確認はしておらず、「日常的に観察継続中」を含んでいると思われる。

不登校もそうだが、これが不登校なのか病欠なのか、その他の欠席なのかは 当事者の判断になってくるので、多少数字は変わってくると思われる。

(野々口委員)

ネットアドバイザーに関して意見がある。

3(2)研修の3項目「保護者・県民向け講座、教室」の中に保護者が入っていたので、いじめに関する保護者への研修が何かしら実施されているのかと思ったが、これはネットアドバイザーに関する記述であるとの説明があった。

アドバイザーによって、ネットいじめだけを強調してやっている方も中にはいるかもしれないが、あらゆるネットトラブルの中でいじめだけを強調してやる時間はとれないことから、ネットアドバイザーが保護者に対していじめに関する研修をやっているということには無理がある。

特に、小学校に入ってからいじめ件数が増加するので、できれば乳幼児の保護者向けの啓発に取り組めると効果があるのではないかと考える。

また、ほとんどがいじめを受けた被害者に対するフォローが中心で、加害者に対するフォローが手薄になっている感覚がある。そのあたりはどうか。

いじめ問題の責任が、全て学校や教育委員会のせいになっているのは気の毒に感じている。実は家庭が一番の問題ではないかと思っている。子供を育てている保護者への啓発については、ネットアドバイザー以外で、乳幼児の保護者に対して何か手立てを打ってほしいと思う。

(東会長)

今、保護者と加害者への対応について御意見をいただいたが、いじめの加害者側については、学校の中でどのような関わりをするのか。もし中村委員の方で分かれば教えていただきたい。

(中村委員)

私は行政職員であり教育のプロではないので詳しい情報はないが、学校の対応を見ていると、加害者に対するフォローも当然必要であり、また、野々口委員のおっしゃるとおり、大体家庭に問題がある場合も多い。こういうことがあったので保護者の方からも是非注意してほしいと話をしても、保護者が子供を

見るだけの力がなかったり、する気がなかったり、保護者からの虐待があったりなど、解決できない場合というのは保護者側に問題がある場合が多い。

いじめを受けた子のフォローも大切だが、いじめの加害者に対するフォローについても、学校の方では気を付けて見ている形を取っているという状況である。

そのような時は、教育委員会だけの問題ではなくて、全庁的に支援する体制 をとっている。

(東会長)

そうなってくると、いじめの問題は学校とか教育委員会だけの問題ではなく て、青少年行政、青少年対策の問題にも入ってくると思う。

そのような保護者はPTAの中にもいらっしゃると思うので、PTAの立場で
で
藤委員から、課題やアイデアや試みなどがあれば教えていただきたい。

(齋藤委員)

中村委員がおっしゃったような保護者というのは、PTAの活動そのものに関わりをもたず、保護者同士の友人がおらず、孤立している方が多い。そういった方を地域のつながりの中にいかに入れていくかについて、よく話し合われている。また、子供たちが100人いれば100ケースとも違うので、先生たちは大変だと思っている。

この資料で報告されている認知の件数について、5~6年前に熊谷市での調査に関わった。以前は、いじめの認知件数が多いとよくない学校というイメージがあり、数字を上げることを嫌がったが、この時の調査において、熊谷市では教育長を含め、どんな些細なことでもしっかり数字として上げようということになり、熊谷市の数値が県内で突出していたということがあった。今はそのような流れができている。昔であればいじめではないということも上げていただいているので、いじめの芽を早いうちに摘み取ることができ、実は解消が早くなっている。

そういう意味で、データからだけではなかなか見えない部分というのはあると思うので、データを蓄積しながらやっていくということが必要であると思う。また、いじめの加害者だった子が、中学に上がった途端にいじめられる側になってしまい、その結果、その学校にいられなくなってしまった。一概に、被害者だったから、あるいは加害者だったからということだけでなく、加害者がいつか被害者になることもあり得るなど、いろんなところでつながっているということが重要だと思っている。

(東会長)

ボーイスカウトやガールスカウトでも、こういったいじめをなくそうという地域活動はやっているか。

(棚橋委員)

そのような活動は行っていない。

(東会長)

地域活動の中で孤立した家庭を作らないというのは、そこからいじめの問題が起きやすいということは確かにあるかもしれないので、重要な活動であると思う。

何か地域でそのような試みをなさっているような事例はないか。あるいはこういったことをやった方がいいのではないかなどの御提案はないか。

ちなみに、先ほどのいじめの解消率の件に戻ってしまうが、今、私の方で調べたところ、全体の解消率が分かったので、情報提供しておきたい。平成28年度の全国の解消率は90.5%、小学校91.2%、中学校88.9%、高校89.1%が解消したと報告されている。埼玉はもう少し高い解消率である。地域の取組の話について、11月のシンポジウムの参考にしたいので、あればいろいろ教えていただきたい。

(事務局)

事務局の問題意識としては、早く言ってもらえれば早く解消しやすいが、家庭が孤立していたり、本人がいじめられていることを言えなかったりすると、様々な相談窓口があってもつながっていかない。つながりにくい人といかにつながるかが課題だと思っている。

(東会長)

SNSを活用した相談体制について、今試行段階でいくつかの市町村等で実施している。事務局が資料で示したとおり、文部科学省でも考え方を示している。これについてどう考えるか、判断は難しいところだが、御意見等いただきたい。

(野々口委員)

そもそもSNSを使った相談窓口を設けるというのは、まだ表に出てきていないいじめを認知したいということが目的か。

(事務局)

そうである。今、子どもはなかなか電話しにくいという状況があるため、S

NSの方が話しやすいのではないかということである。 実際やってみるとアクセスは相当増える。

(東会長)

自殺の防止の視点は、これこそ青少年健全育成の大きな課題である。この 4年間、若者の自殺者数がとても多い。

これを何とかしようというのは、どの部署が担当しているか。

(事務局)

埼玉県の場合、自殺防止は疾病対策課が所管している。

(東会長)

行政が縦割りになっている。市町村の中では青少年行政を所管しているところが扱っている場合もあれば、違うところもある。

この審議会では、担当部署が違うため自殺が議題にあがることはなかなかないが、実は自殺といじめは連動している大きな問題である。文部科学省や他の都道府県が考えているのは、もちろんいじめもそうだが、「いじめ+自殺予防」という観点で、すぐに相談できるSNSが活用できるのではないかということだと思う。

ただ、SNSで「死にたい」と言われても、どこで発信しているのかわからない。そこで、長野県のようにLINEでの相談を試みた結果、見えてきた課題として、電話による通話に切り替えて相談を継続することを挙げているところもある。

どこから発信しているか位置が分かれば行動に移せるだろうが、ただSNS に投稿されただけでは何もできない。ここは難しいところだと確かに思う。

私は大学の教員をやっているが、大学生でもメールをやったことがない人がときどきいる。使い方が分からないという。それだけSNSの方が身近なツールになってきている。

SNS相談を実施しようとしても実際には困難が伴うので、他にこういう施策をやってみたい等の提案があるとよい。今回の施策は何かというと、シンポジウムの開催ということになるか。

今回のシンポジウムの意図は先ほどの説明でわかった。いじめ対策というと、学校教育関係でシンポジウムや教員向けの研修等は開催されているが、青少年健全育成行政の枠組みの中で、地域のことも含めていじめのことについて考えるという視点から教職員や行政職員に話してほしい、理解してほしいということで了解した。

(泉谷委員)

毎年、いじめ撲滅キャンペーンに参加している。今、小学生などの年少者の 頃からネット等を通じたいじめがある事態となっているが、そのような場合に 相談窓口が分からないというのが問題である思う。高校生くらいになれば自分 でメール相談したり、ウェブで検索したりということになるだろうが。

先ほどから街ぐるみでどうしたらいいのかという話についてだが、いじめ撲滅キャンペーン協賛企業は3~4年後に600社を目指していると聞いている。そのような中、当協会としても子ども110番であるとか、埼玉県のリーフレット5,000部を100店舗に配布したりしている。

いじめの問題が低年齢化していることについて、企業や地域が協働していく ことを、もう少し何かの活動で増やしていけたらよいのではないか。

私は今回の資料で小学生のいじめが多いと知り驚いた。いじめというと中学生のイメージが強かった。推奨図書の中に、いじめにつながる前にやめようとする気づきや、いじめられる原因や資質についての気づきにつながる図書も選ばれるといいのではないかと思う。

いじめ撲滅キャンペーンでは、カラオケ協会さんとか、たばこ産業さんとかが集まるが、もっと協賛企業が集まると、普及啓発のスピード感も高まるのでいい

と思う。

(東会長)

最後に各委員から御意見等あればお願いしたい。

(野々口委員)

いじめと自殺についてこの夏私が買った本で、今年6月に出版された「いじめで死なせない:子どもの命を救う大人の気づきと言葉」というのがある。

岸田雪子さんという元日本テレビのアナウンサーで、現在は日本テレビの中で働いていている方が、いじめで命を落とされてしまった家族の方等に取材をしていて、かつ、周りの大人が子供の異変を気付いたことで命を救えたこともあるという視点も入っていて、まわりの大人が子供の異変に気付いてどう対応したらいいかということが細かく書いてあった。

皆さんに読んでいただけたら何かのヒントになるのではないかと思い、紹介 した。

(東会長)

本日予定していた議事はこれで終了となる。最後に事務局から連絡事項等が あればお願いする。

(事務局)

まず、資料1-3の推奨図書の認定基準の平成29年の改正について、資料があったので補足説明する。

平成28年度第3回審議会において審議していただき、「(9)乳幼児期の発育・発達に役立つもの」、「(10)共生社会の形成に向けて理解と意識を高めるもの」が追加された。

- (9)は、乳幼児向けの認定基準がなかったため追加された。
- (10)は、平成28年度の推奨図書30冊のうち、障害を題材としたものが4冊あったことを踏まえ、追加された。

次に、第3回審議会の日程だが、10月26日(金)午後の開催ということで予定させていただきたい。議題は青少年健全育成条例の改正に伴う規則改正である。今回の9月定例県議会において、いわゆるJKビジネスや自画撮り被害から青少年を守るために、県議会議員からの提案により青少年健全育成条例の改正案が提出される見込みとなっている。条例が改正されると細かな規定は規則で定める必要があるため、その規則改正について審議会に諮問させていただく予定である。

後日、日程の再調整により、11月6日(火)午後開催予定に変更となった。

議事終了